

公益社団法人栃木県経済同友会役員選任規程

(平成24年4月1日 公益社団法人栃木県経済同友会規程第3号)

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人栃木県経済同友会定款第20条の規定に基づく役員を選任等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員選考委員会)

第2条 役員(専務理事が会員以外の者から選任される場合を除く。以下同じ。)の選任に当たっては、その公正を期するため、役員選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、理事会が兼掌する。

3 委員会の委員長は、筆頭代表理事が務める。

4 委員会の決議を必要とする場合は、委員の過半数の同意を必要とする。ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(役員を選考)

第3条 委員会は、役員候補者を選考し、総会の決議に付するものとする。

(役員を選考基準)

第4条 役員を選考基準は、次による。ただし、委員会が特に承認した場合は、この限りでない。

(1) 筆頭代表理事 代表理事経験者

(2) 代表理事 理事経験者

(3) 専務理事 理事経験者又は会員以外の者

(4) (1)から(3)以外の理事 幹事経験者

(5) 監事 原則として幹事経験者以上で会務を熟知する会員及び会計業務を専門とする会員

(定年)

第5条 役員は、75歳とする。ただし筆頭代表理事及び代表理事にあつてはこの限りでない。

2 役員は、その任期中に定年に達したときは、当該任期の満了の日に退任するものとする。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、役員を選任に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

この規程は、公益社団法人設立の日(平成24年4月1日)から施行する。

令和8年5月27日改定